

自動販売機設置場所貸付に係る仕様書

1 設置場所及び設置面積（設置台数）

物件番号	財産名称	所在地	設置箇所	設置面積 (幅×奥行)	台数
1	松伏町役場	北葛飾郡松伏町大字 松伏 2424 番地	本庁舎 1 階 (案内図・配置図)	1.70m×1.00m以内 ※回収ボックス含む。	1 台
2	松伏町役場	北葛飾郡松伏町大字 松伏 2424 番地	本庁舎 1 階 (案内図・配置図)	1.70m×1.00m以内 ※回収ボックス含む。	1 台
3	松伏町役場	北葛飾郡松伏町大字 松伏 2424 番地	本庁舎 1 階 (案内図・配置図)	1.70m×1.00m以内 ※回収ボックス含む。	1 台
4	児童館 (ちびっ子 らんど)	北葛飾郡松伏町松葉 1 丁目 6 番地 3	児童館内 (案内図・配置図)	1.20m×1.00m以内 ※回収ボックスについては、 0.70m×0.60m以内	1 台
5	記念公園	北葛飾郡松伏町ゆめ み野東 3 丁目	敷地内 (案内図・配置図)	1.60m×1.00m以内 ※回収ボックス含む。	1 台
6	記念公園	北葛飾郡松伏町ゆめ み野東 3 丁目	敷地内 (案内図・配置図)	1.60m×1.00m以内 ※回収ボックス含む。	1 台
7	記念公園	北葛飾郡松伏町ゆめ み野東 3 丁目	敷地内 (案内図・配置図)	1.60m×1.00m以内 ※回収ボックス含む。	1 台
8	B & G 海洋 センター	北葛飾郡松伏町ゆめ み野東 3 丁目 14 番地 8	センター内 (案内図・配置図)	1.25m×1.00m以内 ※回収ボックスについては、 0.35m×0.60m以内	1 台

- ※1 貸付面積には放熱余地・回収ボックス設置部分を含む。
- ※2 管理上・美観上等の都合により、自動販売機の周囲に壁等を設置することがある。
- ※3 物件番号 1、2 及び 8 については、既設自動販売機の商品と同様のものとならないよう配慮すること。
- ※4 物件番号 3 については、食品とする。
- ※5 物件番号 4 については、児童館の来場者を考慮した商品とすること。
- ※6 物件番号 5、6 及び 7 について複数応募する場合は、販売商品の内容が重複しないよう配慮すること。
- ※7 物件番号 8 については食品も含めた複合的自動販売機とする。
- ※8 物件番号 1、2 及び 3 については、閉庁日は土日祝祭日並びに 1 月 1 日から同月 3 日まで及び 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日までとなる。また、開庁時間は、午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までとなり、休閉庁時の入庁はできない。
- ※9 物件番号 8 については、休館日は月曜日（月曜日が祝祭日の場合は翌日）並びに 1 月 1 日から同月 3 日まで及び 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日までとなる。また、開館時間は、午前 8 時 3 0 分から午後 9 時までとなり、休閉館時の入館はできない。
- ※10 自動販売機の機種によっては、商品の補充やメンテナンスのため、扉の開閉等に支障がないかなど事前に設置場所の確認を行うこと。
- ※11 自動販売機の設置、撤去等については、事業者の責任において実施すること。
- ※12 電気料について、飲料水等にあつては月額 6, 0 0 0 円、冷蔵等を要しない食品にあつては月額 2, 0 0 0 円とする。

2 貸付期間

平成29年4月1日から平成32年3月31日まで（更新なし）

3 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置場所を借り受ける者（以下「設置者」という）の遵守事項

（1）大きさ及びデザイン

ア 大きさ

1の設置面積以内とする。

イ デザイン（外観色を含む。）

周辺環境に配慮したユニバーサルデザインとする。

（2）環境対策

ア 省エネルギー

「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

イ 低GWP冷媒機

地球温暖化係数（GWP）の低い、二酸化炭素（CO₂）、炭化水素（HC）、又はハイドロフルオロオレフィン（HF01234yf）等を冷媒として採用した機種とする。

ウ その他

「埼玉県グリーン調達推進方針」（平成14年3月策定）の自動販売機の判断の基準に適合すること。（同方針の判断の基準は、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成24年2月）と同じ。）

（3）安全対策

ア 転倒防止

「自動販売機の据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

イ 食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。

また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

ウ 防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

（4）使用済み容器の回収

ア 回収ボックスの設置

原則として自動販売機1台につき1個以上の割合で自動販売機脇に設置する。

イ 回収ボックスの規格

（ア）素材

プラスチック製等とする。

（イ）容積

回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱したりしないよう十分な収用容積とする。

（ウ）その他

使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図る。

ウ 使用済み容器の処理

容器包装リサイクル法(平成7年法律第112号)など、関係法令に基づいて適切に処理する。

(5) 自動販売機の設置及び管理運営

ア 設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行う。

イ 設置者において、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行う。

ウ 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、故障時には即時対応する。

4 販売商品の種類等

(1) 種類

ア 物件番号1、2、4、5、6及び7については飲料水等とし、種類については7種類以上とする。

イ 物件番号3については食品とする。

ウ 物件番号4については児童館の来場者を考慮した商品とし、種類については7種類以上とする

エ 物件番号8については食品を含めた複合的自動販売機とし、全部で7種類以上とする。

(2) 価格

市販価格(定価)から10円以上割引いた価格とする。(食品は除く。)

5 貸付料

(1) 物件番号3以外

賃貸借料提案書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てるものとする。)とする。

なお、消費税率が変更になる場合は、松伏町及び自動販売機設置事業者が協議の上、決定することとする。

(2) 物件番号3

売上金額に対する割合を売上手数料として支払うものとする。

6 土地使用料

5の自動販売機設置手数料に含むものとする。

7 建物使用料及び売上手数料

5の自動販売機設置手数料に含むものとする。

8 電気料

(1) 飲料水等にあつては月額6,000円、冷蔵等を要しない食品にあつては月額2,000円とする。

なお、これらに当てはまらないものについては、両者協議するものとする。

- (2) 直に電気を引き込む場合は、設置事業者で支払うものとする。この場合において、電気を引くための工事費については、設置事業者で負担するものとする。
- (3) 電気料の支払いについては、1年間分を9月末までに松伏町に支払うものとする。

9 貸付料等及び電気料の支払い

その年度に属する貸付料及び電気料について、年2回（4月末及び10月末まで）に分割して支払うものとする。

なお、売上手数料の支払時期については、協議するものとする。

10 費用負担

自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置事業者が負担する。

なお、電気料を徴収しない物件については、電気の引き込み及び電気料について設置事業者が負担するものとする。

11 設置場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復しなければならない。

12 自動販売機設置等に伴う事故

松伏町の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。

13 商品等の盗難及び破損

(1) 松伏町の責に帰することが明らかな場合を除き、松伏町はその責を負わない。

(2) 設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

14 災害時における飲料水等の無償提供

設置事業者は、災害時に自動販売機内の飲料水等を無償にて提供するものとする。